

【2024年度保育科学研究】

総合テーマ：保育所等における子育て支援について

- ①保育所の強みを活かした子育て支援におけるムーブメント教育の実践研究
—特別なニーズのある子どもに焦点をあてて—（大橋 さつき）
- ②保育園の地域に対する子育て支援に関する研究—専門職に着目して—
（松田 典子）
- ③専門職倫理にもとづく子育て支援に関する研究（亀崎 美沙子）
- ④保育施設における保健計画の作成状況およびその効果に関する研究
（菅原 民枝）
- ⑤地域子育て支援拠点事業の利用者の社会的居場所感の変容に関する研究
（岡村 季光）
- ⑥食を通した子育て支援に関する研究～地域資源との連携に注目して～
（曾退 友美）
- ⑦【指定研究】こども誰でも通園制度（仮称）の実施に向けた課題に関する研究
（森 俊之）

保育所の強みを活かした子育て支援におけるムーブメント教育の実践研究

—特別なニーズのある子どもに焦点をあてて—

〈研究代表者〉	大橋 さつき	(和光大学教授)
〈共同研究者〉	袴田 優子	(鎌倉女子大学非常勤講師)
	庄司 亮子	(鎌倉女子大学専任講師)
	河合 高鋭	(鶴見大学短期大学部准教授)
	小林 芳文	(横浜国立大学・和光大学名誉教授)

研究の概要

近年、核家族化や少子化問題、地域における人と人とのつながりの希薄化などが進行しており、子育てにおける状況は複雑化してきている¹⁾。そのため、地域の子育て拠点である保育所が担うべき役割は大きく、期待も高い。令和4年度保育所等における子育て支援の在り方に関する研究会報告書²⁾では、保育所等における子育て支援の目的と意義については、保護者が子どもの育ちや自身の子育てを肯定的に受け止められるような働きかけや環境づくりに努めることなどが示されている。保育者は保護者と共に子どもの姿を共有し、前向きに子育てができるような働きかけをしていくことが求められていると考える。

研究代表者は、令和5年度保育科学研究³⁾において、保育所でムーブメント教育を軸とした運動遊びのプログラムを活用し、親子間、保育者同士、保育所と家庭、地域との「つながりづくり」を重視した子育て支援を実施し、保育所だからこそできる子育て支援のあり方について示唆を得ることができた。対象園の保育者へのインタビュー調査からは、在園児の親子に限らず地域の親子を対象とした公開型の実践にも取り組んだことで、子育て支援の対象や場は保育所内、そして、現在に限らず、地域全体や未来に向けた支援を意識していることが明らかになった。また、在園児のうち、特別なニーズのある子どもとその保護者への支援において、より丁寧な取り組みが必要であるとの認識が高いこと、子どもの困り感を保護者へ伝えていくことや、保護者が抱えている不安に対して寄り添うことについては、日々試行錯誤しながら対応している様子が語られていた。特に、地域公開型の集団遊びの実践に参加した特別なニーズのある子どもの家族の様子を受け、地域の人々とのつながりを支える機会を提供できる機関としての保育所の可能性を見出していた。保育者らのこのような意識の変化は、既に、地域生活の中で特別なニーズのある子どもの育ちを支えていくために、保育所の特性を活かして貢献できることは何かという問いにも発展した。

先行研究からは、特別なニーズのある子どもの保護者は、定型発達児の保護者に比較して子育てでストレスが高いこと、かつ、子育ての拠所としての保育所等への期待が高いことが明らかになっている⁴⁾。しかし、保育所における特別なニーズのある子どもの子育て支援に関する現状や、どのような実践的な取り組みがなされているのかを明らかにしている研究は十分ではない。また、特別なニーズのある子どもに対しては、早期の段階から専門的な療育が実施され、その多くが専門機関における個別の対応になる傾向が強い。個別の発達支援としては効果がある一方で、そのような支援は親子が生活の場や地域の交流の場から切り離されやすいという問題もある。さらには、障害受容ができない保護者や困難を抱え孤立しやすい家庭ほど専門機関における支援の場に自ら赴くのが難しいという面も指摘されている。このような課題においても、地域生活において無理なく参加でき、緩やかなつながりの中で継続的かつトータルなサポート体制の実現できる実践活動が求められている。

そこで、本研究では、令和5年度の実践研究に引き続き、保育所を拠点に、ムーブメント教育を軸とした親子遊びの集団活動のプログラムを展開する中で、保育所の専門性を活かした子育て支援の「強み」を探ることを目的に、【研究1】【研究2】【研究3】を実施する。特に、「特別なニーズのある子ども」に焦点をあてた調査、実践を通して、子育て世代にとって最も身近な機関である保育所の果たすべき役割や専門性の活用、具体的な実践方法について、考察を深めたい。

本研究における特別なニーズのある子どもとは、医師から診断を受けている、療育手帳を取得している、児童発達支援事業等の通所受給者証を取得している、1歳半健診又は3歳半健診等で発達上の課題があると指摘された子どもとする。

倫理的配慮については、研究協力者となる保育者、保護者に対し、研究の目的、方法、個人情報の保護、同意の撤回の自由、匿名性の確保などについて文書で示し、【研究1】については、調査票回答の送付をもって同意したものとみなすことを調査票の趣旨文に明記した。【研究2】【研究3】については、同意を得られた場合は、同意書への署名を得た。

キーワード：子育て支援、ムーブメント教育、保育所の「強み」、特別なニーズのある子ども

1. 【研究1】特別なニーズのある子どもの子育て支援に関する保育者を対象とした質問紙調査

1-1. 目的

質問紙調査によって、保育所等における特別なニーズのある子どもの子育て支援（保護者支援）の現状や課題を明らかにする。

1-2. 方法

(1) 調査対象

WAM NETに掲載されている東京、神奈川、千葉、埼玉の保育所、幼保連携型認定こども園812園（無作為抽出）の保育者3名（園長または主任1名及び、特別なニーズのある子どもを保育した経験のある保育者2名）に対し、質問紙調査を実施した。アンケートを配布した812園の15%にあたる121園、323人から回答があった（回収率：約13%）。内訳は、保育所が107件（88.4%）、幼保連携型認定こども園が13件（10.7%）、保育所型認定こども園が1件（0.8%）であった。

(2) 調査方法

調査票は、依頼文書と共に、園長・主任用1部、特別なニーズのある子どもを担当したことのある保育者用2部の計3部と返信用封筒を2024年5月31日に発送した。2024年6月20日を期限として郵送による回収を行った。回収日より2週間程度遅れて到着したものについても分析対象に加えた。

(3) 調査内容と分析方法

調査項目は、代表者らの令和5年度保育科学研究⁵⁾と袴田⁶⁾の調査から得た結果をもとに作成した。本調査では、研究の目的に基づき、以下の項目について基礎集計を行った。

- ・園の基礎情報（園の種類、運営主体、所在地、運営年数、保育者の人数、園内での特別なニーズのある子どもの保育に関する研修の実施の有無、特別なニーズのある子どもの在籍人数、診断を受けている子どもの在籍人数）※園長・主任用のみ実施
- ・回答者の属性（性別、経験年数、役職の有無）
- ・特別なニーズのある子どもをもつ家庭への子育て支援について（自由記述）※園長・主任用のみ実施
- ・特別なニーズのある子どもをもつ保護者支援の実施について（11項目+自由記述）

特別なニーズのある子どもをもつ保護者支援の実施については、「よくあてはまる」から「まったくあてはまらない」の4件法で尋ねた。

分析は、SPSS Ver.29を用いて質問項目ごとに集計を行った。また、自由記述については、記載内容を関連する複数のカテゴリーに括り、その記述内容などから全体的な傾向を分析した。

1-3. 結果

(1) 対象園の基礎情報

表1-1、表1-2は、対象園の基礎情報を示したものである。

各園の運営主体については、公立が19件（15.7%）、社会福祉法人が70件（57.9%）、株式会社が20件（16.5%）、その他が11件（9.1%）であった。その他の内容としては、「学校法人」や「NPO法人」「一般社団法人」などの記述回答があった。所在地に関しては埼玉県21件（17.4%）、千葉県38件（31.4%）、東京都30件（24.8%）、神奈川県32件（26.4%）であった。園内での特別なニーズのある子どもの保育に関する研修の実施の有無については、「実施している」が73件（60.3%）、「実施していない」が36件（29.8%）、無回答が12件（9.9%）であった。井辺ら⁷⁾の調査では、特別なニーズのある子どもの保育に

表 1－1 対象園の基礎情報① (n=121)

項目	カテゴリー	n	有効%
園の種類	保育所	107	88.4
	幼保連携型認定こども園	13	10.7
	その他	1	0.8
運営主体	公立	19	15.7
	社会福祉法人	70	57.9
	株式会社	20	16.5
	その他	11	9.1
	N/A	1	0.8
所在地	埼玉県	21	17.4
	千葉県	38	31.4
	東京都	30	24.8
	神奈川県	32	26.4
園内研修実施の有無	実施している	73	60.3
	実施していない	36	29.8
	N/A	12	9.9

表 1－2 対象園の基礎情報② (n=121)

項目	Mean	SD
運営年数	25.23	23.17
在園児数	88.56	42.89
保育者数（常勤）	16.36	7.14
保育者数（非常勤）	9.63	7.93
特別なニーズ児数	5.16	4.62
診断を受けている児数	2.32	2.96

関する園内研修を実施している園が約90%であり、本調査はそれに比べると少ない傾向であった。園の方針や地域による特徴が関係していることが考えられる。

各園の運営年数の平均は、25.23年、在園児数の平均は88.56人、保育者数（常勤）の平均は、16.36人、保育者数（非常勤）の平均は9.63人であった。特別なニーズのある子ども（診断なし）は、1園あたり、約5人、診断を受けている子どもは、約2人であり、全体の約8%在籍していることとなった。これは、2021年の全国保育協議会の調査⁸⁾とほぼ同様の結果であった。

（2）回答者の属性

対象者の性別は、男性34人、女性285人、無回答4人となっていた。平均年齢は41.45歳で、30代、40代が多かった。保育の経験年数の平均は、15.72年、特別なニーズのある子どもの経験年数の平均は6.76年であった。保育の経験年数が15年以上の者が50%以上を超え、保育の経験年数は長い保育者が多い一方で、特別なニーズのある子どもの経験年数は5年未満の経験の者が約40%と比較的短い保育者が多い傾向であった（表1－3）。

表 1－3 回答者の属性

項目	カテゴリー	n	有効%
性別	男性	34	10.5%
	女性	285	88.2%
	N/A	4	1.2%
役職	園長（所長）	72	22.3%
	副園長（所長）	12	3.7%
	主任保育士（主任教諭）	56	17.3%
	副主任保育士（副主任教諭）	29	9.0%
	保育士（教諭）	144	44.6%
	その他	1	0.3%
	N/A	9	2.8%
年齢	20代	50	15.5%
	30代	78	24.1%
	40代	89	27.6%
	50代	64	19.8%
	60代	29	9.0%
	70代	0	0.0%
	80代	1	0.3%
	N/A	12	3.7%
	Mean	41.45	
	SD	11.43	
保育経験年数	5年未満	15	4.6%
	5年以上10年未満	61	18.9%
	10年以上15年未満	65	20.1%
	15年以上20年未満	52	16.1%
	20年以上	123	38.1%
	N/A	7	2.2%
	Mean	15.73	
特別なニーズのある子どもの 保育経験年数	5年未満	128	39.6%
	5年以上10年未満	60	18.6%
	10年以上15年未満	27	8.4%
	15年以上20年未満	18	5.6%
	20年以上	31	9.6%
	N/A	59	18.3%
	Mean	6.77	
	SD	8.45	

※年齢、保育経験年数、特別なニーズのある子どもの保育経験年数は、調査票上では、実数で把握している。

（3）特別なニーズのある子どもをもつ家庭への子育て支援について

特別なニーズのある子どもをもつ家庭への子育て支援の実施に関する設問では、「実施している」と回答した園が82件（78.8%）、「実施していない」と回答した園が22件（21.2%）で、80%以上の園が特別なニーズのある子どもをもつ家庭に向けて何かしらの支援を実施していることが確認された（表1－4）。

表1－5は、「特別なニーズのある子どもをもつ家庭への子育て支援の内容」の自由記述の回答に関連する複数のカテゴリーにまとめたものである。最も多かった回答は、「保護者との個別面談の実施」で43件、次いで「園や家庭での子どもの様子の共有」（17件）、「専門機関との連携」（14件）、「専門機関への紹介」（11件）の順であった。

「保護者との個別面談の実施」の記述の内容から

は、〈定期的に面談〉や〈個人面談を年2回実施している。〉など定期的に面談を実施している園や〈保護者から相談があったときは対面面談を行う。〉、〈個人面談に主任が同席。年2回の面談以外に、必要に応じて面談を実施。〉など保護者の状況等に合わせ臨機応変に対応している様子が示された。「園や家庭での子どもの様子の共有」では、〈保護者と改まって話すことで負担を感じさせないよう配慮しながら関わっている。さりげない支援を心がける。〉や〈不安のないよう子どもの様子等伝えている〉など保護者にとって負担や不安が強まらないような配慮がなされていることが示された。また、〈子どもの発達の様子を共有し、成長を認めたり〉、〈一緒に成

長を見守り喜んだりすること〉など子どもの成長した点について意識的に伝え、保護者が子育てに前向きになれるような工夫もなされていることが示された。「専門機関との連携」では、〈関係機関と連携しながら、情報共有し、よりよい支援を一緒に考えていく〉や〈その子にとって生きやすい環境を心がけるよう努めている〉、〈子どもたちが困らない為にはどうするか〉の連携など子どもがスムーズに園生活を送るための具体的な手立てを専門機関と共有していることが示された。「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」⁹⁾が、令和5年4月1日より施行されたことにより、保育所等に療育施設（児童発達支援事業所）が併設するケース

表1-4 特別なニーズのある子どもをもつ家庭への子育て支援の実施の有無

	選択肢	回答数	構成比
(1)	実施している	82	78.8%
(2)	実施していない	22	21.2%
	N/A	17	-

表1-5 特別なニーズのある子どもをもつ家庭への子育て支援の内容（自由記述）

抽出された支援の内容	回答数
保護者との個別面談、個別相談の実施	43
園や家庭での子どもの様子の共有	17
専門機関との連携	14
専門機関への紹介	11
巡回相談の利用	4
保育参加（親子で一緒に活動する行事）の実施	4
関係者会議の実施	3
医療機関との連携	3
就学相談の実施	2
心理士など専門職の配置	2
個別の支援計画の作成	2
ドキュメンテーションの配信	1
子どもへの個別対応の実施	1
親子での居場所の開設（子育て支援センターの開設）	1
病児後保育の実施（外部有料）	1
一時保育の実施（有料）	1
総回答数	110

が増えてきている。また、特別なニーズのある子どもが保育所と児童発達支援事業所を併用するケースも増えてきている。今後も両施設を併用する子どもが増えていくことが推測され、保育所と児童発達支援事業所との具体的な連携の方法（共有する内容やタイミング）等についてより検討を深めていく必要があるだろう。「専門機関への紹介」では、〈就学に向けて関連機関に繋げていった方が良いと思われる場合は、保護者の子どもの姿の受け入れ状況を見て関連機関の紹介〉や〈巡回指導員のアドバイスを元に専門機関につなげる。そこに至るまでの日々の様子を保護者と共有し信頼関係を築く。〉など保護者の子どもの特性についての受け入れ状態に寄り添い、

信頼関係を気づきながら伝えるタイミングを配慮していることが示された。

（４）特別なニーズのある子どもの保護者支援について

特別なニーズのある子どもの保護者支援の実施についての結果を図1－1と表1－6に示した。「保護者に子どもの家庭での様子について聞いている」については、「よく実施している」が最も多く、その他の項目について「実施している」が最も多い傾向であった。いずれの内容についても相対的に平均値が高い傾向にあることが示された。他方、「保護者に子どもの様子を見に来てもらう」は、他項目に比べ

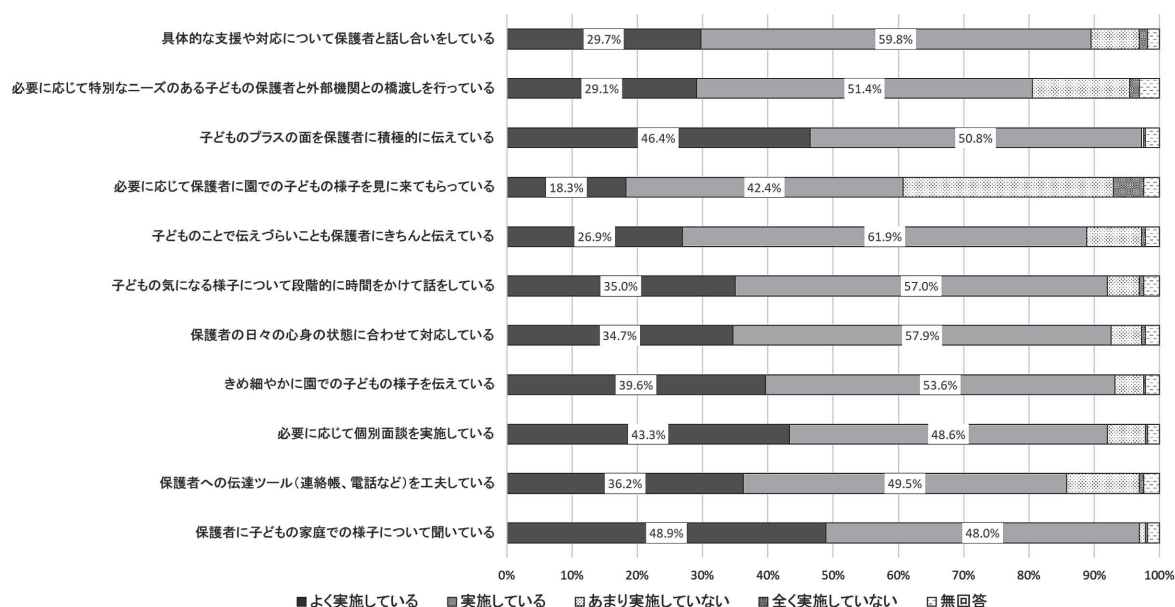


図1－1 特別なニーズのある子どもの保護者支援の実施について基礎集計（n=323）

表1－6 特別なニーズのある子どもの保護者支援の実施についての平均値と標準偏差

	Mean	SD
保護者に子どもの家庭での様子について聞いている	3.50	0.55
保護者への伝達ツール（連絡帳、電話など）を工夫している	3.28	0.77
必要に応じて個別面談を実施している	3.45	0.59
きめ細やかに園での子どもの様子を伝えている	3.30	0.63
保護者の日々の心身の状態に合わせて対応している	3.36	0.57
子どもの気になる様子について段階的に時間をかけて話をしている	3.32	0.56
子どものことで伝えづらいことも保護者にきちんと伝えている	3.16	0.61
必要に応じて保護者に園での子どもの様子を見に来てもらっている	2.64	0.94
子どものプラスの面を保護者に積極的に伝えている	3.43	0.62
必要に応じて特別なニーズのある子どもの保護者と外部機関との橋渡しを行っている	3.16	0.86
具体的な支援や対応について保護者と話し合いをしている	3.27	0.73

平均値が低かった。これは、保育所に在籍する保護者は共働き家庭が多く、保護者に負担がかかることから実施しづらいのではないかと考える。自由記述欄には〈参観の形ではなく、動画を見せたり、写真を見てもらったりすることで様子を伝えている。〉という回答があり、子どもの実際の様子を保護者に伝えるために試行錯誤している様子が示された。また、〈外部機関への促しが難しいと感じているが伝えている。保護者が受け入れてくれない事も多く支援が難しい。〉や〈集団生活で特別配慮が必要であると親に伝えても、理解してもらえず進まない。〉〈複数担任で担任間での意見の違いもあり、保護者支援もやり切れなさを感じる。〉など保護者と保育者、保育者同士が子どもの姿について共通理解をしていくことの難しさが示された。

2.【研究2】特別なニーズのある子どもの支援のモデル園を対象としたインタビュー調査

2-1. 目的

30年以上にわたり保育にムーブメント教育を取り入れ、障害児保育、インクルーシブ保育の先駆的な取り組みを実現してきたこども園から、特別なニーズのある子どもの支援についてのモデルとなる方法を探る。

2-2. 方法

(1) 調査対象

福井県福井市にあるSこども園とTこども園の2園をモデル園に選定し、現地調査の後、インタビュー調査を実施した。インタビュー調査の対象者はSこども園の保育者4名（園長、副園長2名、主任保

育士）とTこども園の保育者1名（園長）の計5名である。

(2) 調査内容と分析

インタビューは各機関の全容を把握している園長・副園長・主任に依頼した。インタビューは半構造化面接とし、事前に作成したインタビューガイドに沿って対面で実施した。インタビューでは「1. 特別なニーズのある子どもの保護者への対応で意識（工夫）していること」「2. 特別なニーズのある子どもを保育する上で意識（工夫）していること」について自由に語ってもらった。インタビューの内容は、調査研究者の許可を得てICレコーダーに録音し、逐語録化した。調査時間はSこども園が49分、Tこども園が57分である。逐語録化したインタビューデータについて、2つの園に共通する内容を括り、その回答内容などから全体的な傾向を分析した。

2-3. 結果

インタビューデータを分析した結果、「特別なニーズのある子どもの保護者への対応で意識していること」として3種類、「特別なニーズのある子どもを保育する上で意識していること」として5種類、「保育を行う上で意識していること」として3種類が抽出された。

(1) 特別なニーズのある子どもの保護者への対応で意識（工夫）していること

特別なニーズのある子どもの保護者への対応で意識（工夫）していることとして、【保護者を受け入れる姿勢】【子どものできたことを伝える】【保護者に安心してもらう関わり】が抽出された。表2-1

表2-1 特別なニーズのある子どもの保護者への対応で意識（工夫）していること

内容	インタビューデータの抜粋
保護者を受け入れる姿勢	とにかく保護者の方の言ってこられることを受け入れようっていうのはまず1番で、この受け入れがないと保護者の方が多分シャットアウトされてしまうのでって（職員に対して）言っています。とにかく受け入れる、お話をあのお聞きするっていう部分でやっていきたいと思います。というのが基本なんですよ。
子どものできたことを伝える	すごく不安な気持ちがあったりとかされるので、職員は結構できてるところをお話したりとか。／職員の方はできてるところを、（周りの）子どもたちにもそのお母さんにも、誰々ちゃんこれが今日できてたよね、すごいよねと（伝える）。
保護者に安心してもらう関わり	（子どもが）やっているとこをあえて写真を撮らせていただいて、保護者の方に、ほらこうやってできるでしょうって（中略）見える化してあげて、お母さんの気持ちがちょっとでも安心できるようにっていうふうにさせてもらったりとかしてるんですけど。／その時（懇談会）に実際に遊んでる姿の映像とか写真とか、お母さん方に見ていただいってっていう工夫はしています。

は、質問項目「特別なニーズのある子どもの保護者への対応で意識（工夫）していること」に関する語りの内容と記述データの抜粋を示したものである。

【保護者を受け入れる姿勢】では、特別なニーズのある子どもの保護者を受け入れることを重要視していることが示された。

- ・「とにかく保護者の方の言ってもらえることを受け入れようっていうのはまず1番で、この受け入れがないと保護者の方が多分シャットアウトされてしまうのでって（職員に対して）言っています。とにかく受け入れる、お話をあのお聞きするっていう部分でやっていきましょうっていうのが基本なんですよ。」

【子どものできたことを伝える】では、保育者は保育の中で特別なニーズのある子が「できたこと」「できること」に注目し、肯定的な内容を保護者に伝えていることが示された。

- ・「どうしても保護者の方って（中略）他の子に迷惑をかけるのじゃないんだろうかっていう、そのお母さんのお気持ち、すごく不安な気持ちがあったりとかされるので、職員は結構できているところをお話したりとか。」
- ・「職員の方はできるところを、（周りの）子どもたちにもそのお母さんにも、誰々ちゃんこれが今日できてたよね、すごいよねと（伝える）。」

この語りから、保育者は保護者に対してだけでなく、園にいる周りの子どもたちに対しても、特別なニーズのある子が「できたこと」を肯定的に伝えていることが分かる。保育者から「わが子のできたこと」を継続的に伝えられた保護者は、心配や不安を抱えつつも、わが子ができていることを肯定的に受け止められるようになると考えられる。

【保護者に安心してもらう関わり】では、保育者が日々の保育の中で子どものできたことを伝えるだけでなく、さらに行事などを通して「子どもの頑張っている姿」を保護者に見てもらうことを重視していることが示された。

- ・「やっぱり頑張ってる姿をお母さんが見られることで、これからお母さんもちよっと安心される。だからその頑張っている姿を見てもらえらるっていうのがなんかすごく私たちはありがたくって。あー、お母さんすごく勇気がいったことだろうけど、やっぱり（運動会に）来て下さったのはありがたいなって思いながら、でも担任も一生懸命こう、できてることを、それをすごい伝えて、お母さん大丈夫、大丈夫って。」

また、保護者が直接子どもを見るだけでなく、ド

キュメンテーションや写真や映像を用いるという工夫もされている。

- ・「（ドキュメンテーションでも、子どもが）やってるところをあえて写真を撮らせていただいて、保護者の方に、ほらこうやってできるでしょうって、（中略）見える化してあげて、お母さんの気持ちがちょっとでも安心できるようになっていうふうにさせてもらったりとかしてるんですけど。」
- ・「その時（懇談会）に実際に遊んでる姿の映像とか写真とか、お母さん方に見ていただいて、っていう工夫はしています。」

これらのことから、特別なニーズのある子どもの保護者への対応に関しては、まず保育者が保護者をまるごと受け入れ、保護者に安心してもらうため、子どもたちの「できること」を積極的に伝えていることが明らかになった。

（2）特別なニーズのある子どもを保育する上で意識（工夫）していること

特別なニーズのある子どもを保育する上で意識（工夫）していることとして、【子どもの主体的な遊びの保障】【子どもを見守る姿勢】【チームで子どもを保育する】【周りの子どもの理解】【臨機応変に関わり方を変える】があげられた。表2-2は、質問項目「特別なニーズのある子どもを保育する上で意識（工夫）していること」に関する語りの内容と記述データの抜粋を示したものである。

【子どもの主体的な遊びの保障】では、2園が共通して子どもたちの自由な遊びを保障する姿勢を有していることが示された。以下の語りからは、保育活動に参加できない場面においても子どもの主体的な遊びを保障していることが分かる。

- ・「他の子どもたちも、悪い意味じゃなくて、誰々ちゃんだから、って思ってくれてるところもあって。みんなはこうゆうことをしているけれども、誰々ちゃんは近くで自由になんか自分の好きな遊びをしている。それもこう、保障するっていうことで。」

また、2園ともに午前中の保育では自分でやりたい遊びを選んで遊ぶ時間として設定されており、時間的にも子どもの主体的な遊びが保障されていることが分かる。

- ・「午前中はやっぱり自由に遊べてるっていうので、（中略）いろんな先生との信頼関係ができてるのがすごくなんかいいなと思って」
- ・「（朝の時間は）ほぼ自由なので、自分たちが

表2-2 特別なニーズのある子どもを保育する上で意識（工夫）していること

内容	インタビューデータの抜粋
子どもの主体的な遊びの保障	みんなはこういうことをしているけれども、誰々ちゃんは近くで自由になんか自分の好きな遊びをしている。それもこう、保障するっていうことで。／（朝の時間は）ほぼ自由なので、自分たちが自分でしたいことをするので、そんなに目立たないんですね。
子どもを見守る姿勢	あまり張り付くと、そのお子さんの自由さがなくなってしまうっていうので、ちょっと遠目で見ていたりとか（中略）つかず離れずで見させていたでいてる。／見守るのは多いかもしれないですね。
チームで子どもを保育する	うちの園の先生方は、割とやっぱり一人で見るっている感覚がなくて、チーム的な感じで見て下さっているの。／割とみんながこうチーム的な感じで関わってもらってはいるんですね、全部で見ているっていうか
周りの子どもの理解	他の子どもたちも、悪い意味じゃなくて「誰々ちゃんだから」って思ってくれてるところもあって。／「あ、誰々ちゃんだから仕方ないか」と自然に、「誰々ちゃん今これ遊びたいんだもん」っていう。
臨機応変に関わり方を変える	関わり方をちょっと、その日によってもまた違ったりするので（中略）ちょっと関わりを変えたりだとかしながら、その時によってちょっと関わり方を変える感じですかね

自分でしたいことをするので、そんなに（特別なニーズのある子が）目立たないんですね。」

【子どもを見守る姿勢】では、2園が共通して子どもの遊びを保障する意識が高いからこそ、子どもの自主性や自発性を重要視していることが示された。

- ・「あまり張り付くと、そのお子さんの自由さがなくなってしまうっていうので、ちょっと遠目で見ていたりとか（中略）つかず離れずで見させていたでいてる。」
- ・「見守るのは多いかもしれないですね。」

また以下の語りからは、保育活動に参加できない場面においては無理に活動に参加させようとせずに遊びを用意しながら見守る姿勢をとっていることが分かる。

- ・「発達障害のお子さんとか、ADHDのお子さんって一発屋じゃないですか。みんなが3回（練習）する中で1回したらもうオッケーにしようとかで、その横でしたい遊びをちゃんと用意しておいてあげて。でもあの子たちって遊びながら聞いているんですよ。本当に本番に強いんですよ。」
- ・「一斉活動の時に嫌だって言ったら（中略）ベンチのところでちょっと様子見て、（他の子が）やってるのを見て、入りそうな時にタイミング見て誘ったり、どうしても入れなかったら、そのプログラム何回か繰り返した後で入れるようになったり。」

【チームで子どもを保育する】では、2園とも園全体で特別なニーズのある子どもを見る視点を持つ

ていることが示された。以下の語りからは、クラスの枠を超えて園全体で子どもを見る様子が伺える。

- ・「でもぎっとうちの園の先生方は、割とやっぱり一人で見るっている感覚がなくて、チーム的な感じで見て下さっているの、3交代でもありますし、普通のその保育の中でも、「いま誰々ちゃん、ちょっと行ったねーすみません」って言ったりとか。」
- ・「割とみんながこうチーム的な感じで関わってもらってはいるんですね。全部で見ているっていうか。」
- ・「（ニーズのある子を）他の以上児のクラスの職員が対応したりとか、（中略）割とみんながどの年齢のお子さんも見てくださいるので、（中略）以上児の先生もこう遊びに入ってきたら（ニーズのある子を）見ていただいでいることでありがたい。」

また、2園とも異年齢保育を実施しており、1クラスにつき3人の保育者が週ごとにローテーションを組んで保育を行っている。

- ・「あの、いろんな先生が一応関わってはいて、一応なんか主、サブ、フリーっていうふうに、ちょっとその週によってローテーションがあるので、まあ基本「主」の先生はもう全体を見るっていう感じで、サブの先生がフリーの先生と（ニーズのある子に）ちょっと関わるって、いろんな先生がちょっと関わるようにさせていたでいてます。」

【周りの子どもの理解】では、異年齢保育を行っ

ている園ならではの視点が示された。以下の語りからは、異年齢保育自体が多様性の環境であり、その中で育っている子どもたちが自然にお互いを理解し合う姿が明らかになった。

- ・「3・4・5歳児がおかげさまで異年齢っていうのもあって、あの4歳5歳、いろんな多様性もあるのと、（中略）大きい子たちが、まあちっちゃい3歳さんだから仕方ないな、っていう思いの中で見ている目線が、きつと。あ、誰々ちゃんだから仕方ないか、自然に、誰々ちゃん今これ遊びたいんだもんっていう中の（中略）3歳児だからっていうのと同じような感じの中できつと（ニーズのある子を）受け入れてくれてるっていうのが異年齢保育のありがたさなのかなっていう。」
- ・「他の子どもたちも、悪い意味じゃなくて「誰々ちゃんだから」って思ってくれてるところもあって。」
- ・「やっぱり異年齢保育で、3歳4歳の関わりの中で（中略）3歳の時にお兄ちゃんお姉ちゃんにいろんなことしていただいたり、やっぱりね。それが4歳になってそれを少しあのお友だちに関わり方としてね、それで年長になってね、またそれを教えてあげたり助けてあげたりっていう。そうゆうこの循環は異年齢の中で。思いやりが育ったりそうゆうので優しさがあったりっていう。」

【臨機応変に関わり方を変える】では、保育者がニーズのある子それぞれの特徴をよく理解した上で、その日の体調や気分に合わせて対応を変えていることが示された。

- ・「関わり方をちょっと、その日によってもまた違ったりするので、（中略）子どもたちの気持

ちの安定感がちょっと関わりを変えたりだとかしながら、その時によってちょっと関わり方を変える感じですかね。」

- ・「要所要所でこう、ぐっと関わるとか、ここは集団でみんなで見るとかっていうところを使い分けてる感じですかね。」

これらのことから、特別なニーズのある子どもの保育に関しては、園全体が子どもの遊びを保障する意識が高いからこそ、保育者たちは子どもの主体性や自発性を尊重したうえで、子どもを見守る姿勢で接していると考えられる。また、保育者はニーズのある子どもを一人で見めるのではなく、園全体（チーム）で子どもを保育する意識が根付いていることで、心理的にも余裕をもって保育を行うことができると推察される。

（3）保育を行う上で意識（工夫）していること

全体のインタビューデータからは、園に通っている子ども全体に関しての語りや、保育士に対する語りが確認された。ここでは、子どもの特別なニーズの有無に関わらず、モデル園が保育を行う上で意識（工夫）していることについて述べる。「保育する上で意識（工夫）していること」として、【色々な人と関わることの大切さ】【子どもの自立を支える視点】【保育者自身の幸せ・安心】があげられた。表2－3は、「保育を行う上で意識（工夫）していること」に関する語りの内容と記述データの抜粋である。

【色々な人と関わることの大切さ】では、保育者によって子どもへの対応方法が違っていて当たり前という前提に立ち、子どもの将来に向けて保育の中では色々な人と関わることを重要視していることが示された。

表2－3 保育を行う上で意識（工夫）していること

内容	インタビューデータの抜粋
色々な人と関わることの大切さ	やっぱりいろんな人と関わった方がいいと思う。／やっぱりいろんな人と関わることによって、今後（保育園を）出ていくときに（必要になってくる）。／やっぱりいろんな担任がいて、（中略）基本的なことは同じだけれども、やっぱりその人によって。いいよっていう先生と、この先生はちょっとこれやったら怒られるかなとか思いながらやってると思うんです。
子どもの自立を支える視点	先生の指示がなくても、子どもたちがやっぱり子どもたちの時間をちゃんと自分たちで（動く）。／自立を助けるっていうのがやっぱり（大切）／私たち、子どもたちが一人で、いつかは自分で何とかできるように、その精神を大事にしながら。
保育者自身の幸せ・安心	お母さんが幸せじゃなかったら子どもは幸せじゃないっていうのと一緒に、先生が幸せじゃなかったら子どもたちも笑顔は出てこないと思うので。／先生できたんだすごいねとか、子どもたちとのこんな関係性取れたんだすごいねっていうのを、こう認めて下さる場がそこになっているので、それが先生方にとってちょっと安心できるっていうのか。

- ・「やっぱりいろんな人と関わった方がいいと思う。」
- ・「命に関わったり、お友だちに対してっていう部分においては（保育者が）伝えていかないといけない部分でもあるので、でも他の部分はすごく圧倒的に緩やかなので、（中略）そうなるやっぱりいろんな人を関わることによって、今後（保育園を）出ていくときに（必要）。」
- ・「定型発達のお子さんもそうですね、やっぱりいろんな担任がいて、（中略）基本的なことは同じだけれども、やっぱりその人によって。いいよっていう先生を、この先生はちょっとこれやったら怒られるかなとか思いながらやっているとと思うんです。でもそれもやっぱり大切なことであって。でもなんか、この社会ってきっとそうですね、と思うので。」

【子どもの自立を支える視点】では、両園が実施している異年齢保育を行う上での利点について語られた。大人（保育者）からの細かい指示がなくても子どもたちが自ら動けるようになる環境として、異年齢保育は効果的であること、また子どもの自立を支える取組みとして「自分で選ぶこと」の重要性が示された。モデル園において毎日実施している「サーキット活動」の中で、子どもたちは遊びながら自分で選ぶ経験を積み重ねている。

- ・「（異年齢保育にしてから）生活が自然に流れているっていう。先生が次は何ですよ、あれですよ、こうですよって先生の指示がなくても、子どもたちがやっぱ子どもたちの時間をちゃんと、自分たちで（動く）。（子どもの）自立を助けるっていうのがやっぱ私たち、子どもたちが一人で、いつかは自分で何とかできるように、その精神を大事にしながら、この子たちが毎日、今日何をやりたいか、自分で考えて、自分で選んで。その保障がいつでもできる保障が（中略）ここ（園）でしかできないっていうところはちょっとあるかなと思うんですけど。」

【保育者自身の幸せ・安心】では、両園の園長から保育者に寄り添う語りがあり、保育者自身の肯定感や安心感を重要視していることが示された。両園ともに「保育カウンセラー」という外部の専門家が年に数回巡回を実施している。このカウンセラーに対して両園長は、保育者たちを受け入れ、気持ちに寄り添ってもらえることを重要視しており、保育者自身の保育を褒めてもらい認めてもらうことで、保育者自身の安心感につなげたいと考えていたことが明らかになった。また、保育者自身の幸せについて

の語りも確認された。

- ・「お母さんが幸せじゃなかったら子どもは幸せじゃないっていうのと一緒に、先生が幸せじゃなかったら子どもたちも笑顔は出てこないと思うので。」
- ・「何よりも先生方（保育者）が話すことを（保育カウンセラーが）すごく受け入れてくださって、ここまで先生できたんだすごいねとか、子どもたちとのこんな関係性取られたんだすごいねっていうのを、こう認めて下さる場がそこになっているので、それが先生方にとってちょっと安心できるっていうか。」
- ・「その（保育カウンセラーの）先生はちょっと寄り添ってもらえるところがあって。先生らよく頑張ってるね、頑張ってるねって、いつも（言ってくれる）。」

長年、保育の中にムーブメント教育を取り入れてきた2園へのインタビュー調査を通じて、特別なニーズのある子どもの支援についてのモデルとなる方法を探った。特別なニーズのある子どもへの保護者支援や保育における意識に関する結果からは、ムーブメント教育の考え方と共通する部分が多く示された。前述したように、ムーブメント教育では子どもの「強み（ストレングス）」に注目するが、この考え方は、モデル園における保護者支援に活かされていることが明らかになった。また、ムーブメント教育は「遊びが基本」であり、子どもの主体性を重視する。モデル園における特別なニーズのある子どもの保育でも、[子どもの主体的な遊びの保障]は様々な場面において重要視されていた。子どもの主体的な遊びを重要視するからこそ、遊びを阻害しないように保育者たちは[見守る姿勢]をとっていることが明らかになった。また保育者たちが[臨機応変に関わりを変えること]ができるのは、特別なニーズのある子ども一人ひとりの発達段階や特徴を保育者たちが理解できているからであると考えられる。子どもを信頼し、行動の予測や見立てができるからこそ、自由な遊びを尊重し、見守ることができるのである。

また、両園が取り入れている異年齢保育は、それ自体が多様性の環境である。5歳児が3歳児のことを「3歳さんだからできなくても仕方ない」と捉える視点と同じ視点で、特別なニーズのある子に対しても「誰々ちゃんだから仕方ない」と自然な形で受け入れられていることが明らかになった。また、保育者の子どもへの対応は一人ひとり違っていて当た

り前という前提に立ち、子どもたちが将来に向けて[色々な人（保育者）と関わることの大切さ]が語られたが、これは、保育者の多様性も認められていると言える。つまり、園全体、しいては社会全体が多様性の環境であり、その中で子どもたちはお互いを理解し合うことができていると考えられる。

3.【研究3】保育所におけるムーブメント教育を活用した親子遊びによる子育て支援の実践と特別なニーズのある子どもに焦点をあてた調査研究

3-1. 目的

ムーブメント教育を活用した保育者向けの研修会や親子遊びのプログラムによる子育て支援の実践を展開し、保育所だからこそできる特別なニーズの子どもに焦点をあてた子育て支援の在り方について明らかにする。

3-2. 方法

(1) 調査対象

令和5年度の保育科学研究¹⁰⁾に引き続き、神奈川県川崎市の認可保育所A保育園（0～5歳児定員90名、保育者約20名）を調査対象とした。

(2) ムーブメント法を活用した親子遊びによる子育て支援の実践と特別なニーズの子どもに焦点あてた研修の概要

A保育園において、地域開放型の親子遊びによる子育て支援として、親子ムーブメントのプログラムの実践を行った。2024年5月、7月、10月に計5回行い、研究代表者らと共に、保育者が交替でプログラムリーダーを担い、立案から実施まで主体的に参

加した。公募によって、在園児及び地域の親子が集い、毎回、特別なニーズの子どもの参加があった。予め参加が予想される特別なニーズの子どもへの支援を考慮して、「乳児対象」ときょうだい児の参加も可能とする「異年齢対象」の2つの対象設定を行った。

また、保育者を対象に、特別なニーズのある子どもの保育とムーブメント教育の活用に関する研修を行った。保育者の多くは昨年度（令和5年度）の実践研究から引き続き研修を受けて、遊具の活用等の基本的な内容に加え、グループワークも取り入れながら、特別なニーズの子どもの理解やムーブメント法による具体的な支援法に関する研修を行った。（表3-1）

(3) 調査内容と分析方法

子育て支援のムーブメントプログラム実践と研修会に参加した保育者18名に対して、アンケート調査を実施した。特別なニーズのある子どもをもつ家庭への子育て支援（子どもへの支援、保護者支援）について、「保育所だからこそできること」や「大切にしていること」を自由記述形式で回答してもらった。分析は、KJ法¹¹⁾を参考に類型化を行い、重要センテンスを抽出後、内容の類似性に従い分類して共通性からカテゴリーを生成した。具体的には以下の手順で分析を行った。

①回答内容を1つの意味内容に切片化した。1名分の回答に2つ以上の内容が含まれている場合には回答を分離し、2つ以上の切片として分類した。②意味内容の似た切片をまとめて類型化（グループ化）を行った。③グループが収集されたら、それぞれのグループに簡潔な言葉で表せる名前をつけた。④抽象度を増すために同様の作業を繰り返し、最終

表3-1 A保育園における親子ムーブメントプログラムと研修の実施内容

実施月	内 容
2024年4月	職員研修「親子遊びのムーブメントプログラム実践にむけて①」
2024年5月	地域親子で遊ぶ会（乳児対象）「絵本『はらぺこあおむし』の世界で遊ぼう」
	地域親子で遊ぶ会（異年齢対象）「絵本『はらぺこあおむし』の世界で遊ぼう」
2024年7月	職員研修「親子遊びのムーブメントプログラム実践にむけて②」
	地域親子で遊ぶ会（乳児対象）「海底大冒険」
	地域親子で遊ぶ会（異年齢対象）「海底大冒険」
2024年9月	職員研修「子育て支援・障がい児支援に活かすムーブメント教育・療法」
2024年10月	地域親子で遊ぶ会（異年齢対象）「忍者屋敷へようこそ」
2024年11月	職員研修「特別なニーズの子どもの支援に活かすムーブメント教育・療法」



写真3-1 A 保育園における親子ムーブメントプログラムと職員研修の様子

的に3段階のカテゴリーとして、小項目、中項目、大項目を作成した。⑤研究者2名で見解が統一するまで討議し合議による分析を行った。結果の整理にあたって、1段階目で分類されたものを小項目と呼び〈〉で示す。2段階目で分類されたものを中項目と呼び〔 〕で示す。3段階目で分類されたものを大項目と呼び【 】で示す。

3-3. 結果

保育者の自由記述アンケートの回答から、196の重要センテンスが抽出された。1段階目の分類で37の小項目、2段階目の分類で14の中項目が生成された。3段階目の分類で【共に育て合う関係づくり】、【子どもの育ちを喜びあえる関係づくり】、【その子らしさが認められる場づくり】、【集団の中での育ちを支える】、【つながり合える場づくり】、【一歩先を見据えた支援】の6の大項目が生成された。大項目、中項目、小項目の一覧を表3-2に示し、各項目の内容について記す。

(1) 共に育て合う関係づくり

【共に育て合う関係づくり】の大項目は、[保護者がいつでも話ができる関係づくり]、[保護者が安心できる関係づくり]、[保護者の困り感を一緒に考える]の3つの中項目から生成され、各中項目は、11の小項目から成り立っている。

[保護者がいつでも話ができる関係づくり]では、保育者側から〈保護者と積極的にコミュニケーションをとる〉ことを意識していることが示された。その際には、保護者が〈話したいと思う雰囲気づくり〉を行い、保護者から話があった際には保護者の話に意見したりすることはせず〈とにかく保護者の話を聞く〉姿勢を大切にしていることがわかった。そしてこのようなやりとりを積み重ねていく中で〈なんでも話せる関係づくり〉を構築していることが示された。

[保護者が安心できる関係づくり]では、〈保護者の気持ちに寄り添う〉ことや子どもの特性についてマイナスに捉えるのではなく、〈ポジティブに伝える〉ことを意識していることが示された。また、送迎時間の関係等で保護者となかなか直接会えない場合は、連絡帳を用いて子どもの様子を伝えたり、大切なことは対面で伝えたりするなど、伝えたい内容によって〈伝達ツールの工夫〉をしながら、〈保護者が安心できる関わり〉を模索していることが示された。

表3-2 A 保育所による特別なニーズのある子どもをもつ家庭への子育て支援の実際

大項目	中項目	小項目	
共に育て合う関係づくり	保護者がいつでも話ができる関係づくり	保護者と積極的にコミュニケーションをとる	(8)
		話したいと思う雰囲気づくり	(9)
		とにかく保護者の話を聞く	(5)
		何でも話せる関係づくり	(5)
	保護者が安心できる関係づくり	保護者の気持ちに寄り添う	(14)
		保護者が安心できる関わり	(2)
		ポジティブに伝える	(3)
		伝達ツールの工夫	(2)
	保護者の困り感を一緒に抱える	保護者への気遣い	(2)
		保護者の大変さを慮る	(2)
		保護者が抱える困り感の共有	(14)
	子どもの育ちを喜び合える関係づくり	家庭での姿の共有	(2)
		園での姿の共有	(13)
		子どもの好きなことの共有	(5)
		子どもの成長の共有	(17)
その子らしさが認められる場づくり	子どもの思いを汲み取る	丁寧に関わる	(1)
		子どもの気持ちを汲み取る	(14)
	子どもの強みを伸ばす支援	子どもの得意を伸ばす支援	(5)
		子どもの「やりたい」を支援する	(9)
		子どもの「できた」を支援する	(5)
		子どものありのままの姿を受け止める	(10)
	子どもへの信頼	あえて特別扱いしない	(1)
		子どもの力を信じる	(2)
		子どもに愛情を伝える	(1)
		子どもにとって心地よい環境づくり	(3)
集団の中での育ちを支える	共に体験する	大人が笑顔でいられる環境づくり	(7)
		一緒に遊ぶ	(3)
	集団の中での育ちを支える	とにかく一緒にやってみる	(2)
		集団の中での育ちを支える	(1)
つながり合える場づくり	つながりを深める支援	保育者同士の連携	(1)
		保護者同士のつながりを促す支援	(3)
		多職種へつなげる支援	(1)
一歩先を見据えた支援	保育の専門家としての関わり	保育者という専門性を生かす	(2)
		専門的な知識を深める	(1)
	子どもを広い視野で捉える	子どもを多角的に捉える	(9)
		子どもを客観的に捉える	(8)
		子どもの将来を見据えた支援	(4)
6	14	37	196

「保護者の困り感を一緒に抱える」では、保護者の様子に応じて、子どものことだけではなく保護者自身のことで声をかけるなど〈保護者への気遣い〉を行う中で、〈保護者の大変さを慮る〉で示されているように保護者が抱えている悩みなどを想像しながら、〈保護者が抱える困り感の共有〉を行い、子どもへの対応について一緒に考えて行っている様子

が示された。

（2）子どもの育ちを喜び合える関係づくり

【子どもの育ちを喜び合える関係づくり】の大項目は、「家庭、園での子どもの姿の共有」、「子どもの育ちを共有」の2つの中項目から生成され、各中項目は、4の小項目から成り立っている。

〔家庭、園での子どもの姿の共有〕では、保育者と保護者間で〈家庭での姿の共有〉と〈園での姿の共有〉が図られ、保育者から見る子どもの姿（集団での姿）と保護者からみる子どもの姿（家庭や個別での姿）の共通点や違いなどが確認されていることが示された。

〔子どもの育ちの共有〕では、子どもの強みとなる部分である〈子どもの好きなことの共有〉や、保護者に子どものできるようになったこと、もう少しでできそうなことなど〈子どもの成長の共有〉を意識的に行っていることがわかった。

（３）その子らしさが認められる場づくり

【その子らしさが認められる場づくり】の大項目では、〔子どもの思いを汲み取る〕、〔子どもの強みを伸ばす支援〕、〔子どもへの信頼〕、〔誰にとっても心地よい環境づくり〕の４つの中項目から生成され、各中項目は、１１の小項目から成り立っている。

〔子どもの思いを汲み取る〕では、〈子どもに丁寧に関わる〉中で、子どもの言葉や行動の裏にある思いやその子どもが今、何をしたいのか、感じ取っているのかなど〈子どもの気持ちを汲み取る〉ことを行いながら特別なニーズのある子どもに対応している様子が示された。

〔子どもへの信頼〕では、集団活動など子どもが得意ではない活動については、誘いはするが無理強いせず、〈子どものありのままの姿を受け止める〉ことや子どもの様子を見守りはするが、〈あえて特別扱いしない〉ことを意識して関わっている様子が示された。

〔子どもの強みを伸ばす支援〕では、子どもの興味関心やもう少しでできそうなこと（芽生え行動）に注目をし、〈子どもの得意を伸ばす〉ことや、〈子どもの「やりたい」を支援する〉、〈子どもの「できた」を支援する〉ことができるような環境設定を行っていることがわかった。

〔誰にとっても心地よい環境づくり〕では、保育の中で子どもの力をしっかり見取った上で「できた、できない」にこだわらず〈子どもの力を信じる〉ことや具体的に〈子どもに愛情を伝えること〉を大切にしながら、〈子どもにとって心地よい環境づくり〉を実践していることが示された。また、子どもが心地よく過ごすためには、対応する保育者自身や保護者が余裕をもって対応できる環境を作っていくことも意識されており、〈大人が笑顔でいられる環境づくり〉も大切にしていることが同様に示された。

（４）集団の中での育ちを支える

【集団の中での育ちを支える】の大項目では、〔共に体験する〕、〔集団の中での育ちを支える〕の２つの中項目から生成され、各中項目は、３つの小項目から成り立っている。

〔共に体験する〕では、〈一緒に遊ぶ〉や〈とにかく一緒にやってみる〉のように、保育者が周りの子どもを巻き込みながら一緒に楽しい経験を積み重ねていくことを大切にしていることが示された。

〔集団の中での育ちを支える〕では、保育所だからこその他者（友だち）と共に遊ぶ中でお互いを認め合えるよう支援していることが示された。

（５）つながり合える場づくり

【つながり合える場づくり】の大項目では、〔つながりを深める支援〕の中項目から生成され、３つの小項目で成り立っている。ここでは、〈保育者同士の連携〉、〈保護者同士のつながりを促す支援〉、〈多職種へつなげる支援〉というように保育所で過ごす子どもを取り巻く大人が子どもを中心としてつながっていくための支援が行われていることが示された。

（６）一歩先を見据えた支援

【一歩先を見据えた支援】では、〔保育の専門家としての関わり〕、〔子どもを広い視野で捉える〕の２つの中項目から生成され、各中項目は、５の小項目で成り立っている。

〔保育の専門家としての関わり〕では、常に目の前の子どものニーズに合わせた保育ができるように研修などを受けながら〈専門的な知識を深める〉ことをしていきつつ、〈保育者という専門性を生かす〉関わりや支援を行うことが意識されていることが示された。

〔子どもを広い視野で捉える〕では、特別なニーズのある子どもを園全体で色々な保育者が関わる中で〈子どもを多角的に捉える〉ことや子どもの姿を見取る際にはあえて〈子どもを客観的に捉える〉ことを通して、子どもが保育所を巣立った後の生活や成長を考え〈子どもの将来を見据えた支援〉を行っていることが示された。

4. 考察

【研究1】【研究2】【研究3】の結果を受けて、あらためて、特別なニーズのある子どもを対象とした子育て支援における保育所の強みとは何か、また、その強みを活かした支援のあり方について、総合的に考察する。特に、ムーブメント教育を適用することで見えてきた「保育所だからこそ」できる支援の可能性に注目して論じる。

（1）「日常の保育の充実」による保護者支援・子育て支援

【研究1】の質問紙調査の結果からは、80%以上の保育所等が、特別なニーズのある子どもをもつ家庭に向けて何かしらの支援を実施していると回答しているものの、具体的な支援の方法としては、個別の保護者面談や専門機関との連携強化に偏っており、日常の保育における子どもの姿を保護者や保育者間で共有することに困難を抱えていることが明らかになった。特に保育参観等の催しが保護者の負担になると考え、子どもの実際の様子を保護者に伝えるために試行錯誤している声が確認された。

一方、研究代表者らが令和5年度の保育科学研究¹²⁾で実施した保護者参加型の親子ムーブメント遊びの実践では、参加した保護者のアンケートから、保育所でのわが子の様子を見たり、一緒に活動したりすることで、家庭では確認できずにいた「わが子の新たな一面への気づき」を得て、子への肯定的な理解を示す保護者が多くいたことが示された。そして、そのような変化が、家庭内で子どもと一緒に遊ぶ時間をもっと増やしたいなどの「家庭における活動改善への意欲」にもつながっていることも確認された。そのため、子どもの生活の場であり、子どもにとって慣れている場、安心できる場のひとつでもある保育所等で、子ども、保護者、保育者が一緒に参加し、楽しい活動を共有することは、保護者支援の内容としては有意義であると考察した。保護者と保育者があるままでの子どもの姿を共有することで、双方の捉え方のずれが生じにくくなったり、ずれが生じている場合は、修正するきっかけとなったりし、保護者と保育者の信頼関係や子どもへの理解が深まっていくことに期待が高まっており、このことは、特別なニーズのある子どもへの支援においてはより重要であると考え、本研究に着手したこともあり、【研究1】の結果を踏まえ、あらためて注視したい。

長年、ムーブメント教育を取り入れて特別なニーズのある子どもへの支援を展開してきたモデルとなる2園を対象とした【研究2】においても、保育者

が日々の保育の中で子どものできたことを伝えるだけでなく、行事などを通して子どもの姿を直に保護者に見てもらうことを重視していることが示された。さらに、そのことを特別なニーズのある子どもの支援においては、【保護者に安心してもらう関わり】として捉えていることが明らかになった。このことは、モデル園が、ムーブメント教育の活用により、日常的に「子どもの主体的な遊びの保障」を実現することができているという自信に支えられているのではないかと考えられる。保育者は、特別なニーズのある子ども一人ひとりの発達段階や特徴を理解しており、子どもを信頼し、行動の予測や見立てができるからこそ、自由な遊びを尊重し、見守ることができていた。ゆえに、保育の中でのびのびと育つ子どもの姿を保護者に共有することが、そのまま保護者支援に通じるという思考につながっているのではないだろうか。

このような視点は【研究3】において、ムーブメント教育を活用しながら子育て支援を強化してきたA保育園の保育者らの意識にも芽生えていることが理解できる。保育者らは、【共に育て合う関係づくり】として、保護者との信頼関係の構築や保護者への寄り添いによる支援を実施しており、特に、園での子どもの姿、育ちの様子を保護者へ伝えることを重視している。また、親子遊びの集団プログラムの体験を通じて、【集団の中での育ちを支える】ことの重要性にも気づきを得ており、特別なニーズのある子どもをもつ家庭への子育て支援として「保育所だからこそできること」として、日常の保育の充実を最も有効な支援の一つであるという「原点回帰」的な思考に到達している。このことは、A保育園の保育者に、ムーブメント教育の導入によって、親子ムーブメントの活動だけでなく、通常の保育における遊び活動が充実したという手応えがあり、そのことが結果的には特別なニーズのある子どもの支援、保護者支援にもよい効果をもたらしているという意識と関係しているだろう。自分たちの日常の保育への自信の芽生えやよりよい保育の場づくりへの意欲につながっていると考えられる。

さらに、【研究2】のモデル園においては、特に園長の発言から、保護者だけでなく、保育者自身の肯定感や安心感を重要視しており、保育者がより安心で意欲的に働ける環境が必須であるとの考えが示された。この点については、【研究3】のA保育園の保育者からも、保育の中で〈子どもの力を信じる〉ことや〈子どもに愛情を伝えること〉を大切にしながら、〈子どもにとって心地よい環境づくり〉を重

視して実践していること、そのために、対応する保育者自身が笑顔で余裕をもって対応できる必要があることが語られていた。これらは、保育者が子どもに影響を与える保育環境として自分自身の存在を意識している表れであり、豊かな保育実践の実現に向けて欠かせない気づきであると言えるだろう。

(2) 子どもの育つ姿の見取りと「強み」を活かした支援

【研究1】では、特別なニーズのある子どもの支援において、保護者がわが子の課題を受け入れている場合、専門機関との連携の促しや保護者支援が進まず、行き詰まりを感じているという意見が確認できた。このことは先行研究でも多く指摘されており、保育者と保護者の間で認識にズレがある場合、より困難さが増すと考えられる¹³⁾。

さて、ムーブメント教育を活用した障害児支援の先駆的な保育の実践を重ねてきた【研究2】の対象2園では、小林らが開発した独自のアセスメント：MEPA-R (Movement Education and Therapy Program Assessment-Reviced)¹⁴⁾が適用されている。MEPA-Rは対象者(子ども)の得意なことや好きなことである「強み(ストレングス)」に目を向けるため、できている項目、力が伸びつつある項目(芽生え反応項目)が把握しやすいようになっている。さらに、アセスメント項目の大部分が日常生活や遊び場面に基づいており、いわゆる心理士などの専門職だけではなく、保育者や保護者も評定できるように作られている。このような子どものポジティブな面を評定できるアセスメントを用いて子どもの状況を保護者と共有していくことも保護者支援を進めて行く上では有効な手立ての一つになっていると考える。

【研究3】の対象園であるA園でも、令和5年度の実践から、既にMEPA-Rを導入し、子どもの発達段階の評定やそれらをもとに実践したプログラムに関する意見交換をもとに、保育者同士で相互協議を行うことが可能となり、特別なニーズのある子どもの支援における協力体制の構築に寄与できるツールとしても捉え始めていることが確認された¹⁵⁾。特別なニーズのある子どもを対象とする場合、特に、保護者と保育者、保育者と保育者の間で「子どもの見取りの共有」を行うことは、子どもの成長に関する気づきや喜びを共有することにつながっており、より重要な視点であると言えるだろう。

本研究のアンケート調査においても、特別なニーズのある子どもにとって、[子どもの強みを伸ばす

支援]が重要であるとの考えから、子どもの興味関心やもう少しでできそうなこと(芽生え行動)に注目をし、〈子どもの得意を伸ばす〉ことや、〈子どもの「やりたい」を支援する〉、〈子どもの「できた」を支援する〉ことができるような環境設定を行っていることがわかった。また、[子どもの育ちの共有]では、子どもの強みとなる部分である〈子どもの好きなことの共有〉や、保護者に子どものできるようになったこと、もう少しでできそうなことなど〈子どもの成長の共有〉を意識的に行っていることがわかった。これらは、まさに、ムーブメント教育の理念と一致しており、MEPA-Rの活用によって、保育者らに共通の構え方が定着してきたのではないだろうか。

(3) 多様性を尊重した遊び環境による支援

表1-5にあるように、【研究1】において、多くの保育所等が、「特別なニーズのある子どもをもつ家庭への子育て支援」として実施している取り組みは、個々の子どもへの介入や外部機関の専門的支援との連携を図るものである。

是枝¹⁶⁾は、幼児期の特別なニーズのある子どもを持つ保護者の中には、子どもの成長・発達に期待と不安を抱いて日々の育児に当たっている保護者も少なくないことを指摘しており、今後は確定診断や特別なニーズの特定に特化するのではなく、子ども個々の特性や家庭環境、育児環境などを十分把握した上で、保護者や家族の心情面に寄り添った配慮や支援が求められていくと述べている。子どもは、様々な環境との相互関係の中で育っているにもかかわらず、子どもの「発達」や「能力」や「障害」を個体の中だけに閉じて議論する傾向が未だ根強く、このような構えは、特別なニーズのある子どもとその保護者を追い詰めてきたのではないだろうか。

一方、ムーブメント教育は、従来の能力開発を目的とした対処療法的な訓練法と比較すると、「個人への介入ではなく、環境をデザインし関係性をアレンジする」という考え方が根底にあり、「課題(プログラム)は一方的に与えるのではなく機会として提供し、子どもが主体的に体験することで成立する」というアプローチを重視している。すなわち、ムーブメント教育は「集団の力(他者がいる状況下)で成立する」学習であり、「集団の力と自分の力で学習していく方法」をとる¹⁷⁾。このような考え方は、【研究2】におけるモデル園の実践のあり方に通じるもので、ムーブメント教育を活かした異年齢保育の充実から、多様性が大切にされる環境が整っていること

が理解できる。そのことが、特別なニーズのある子どもに対しても、一人ひとりの特性を無理なく受け入れる風土を創り出しているのだろう。保育者からの細かい指示がなくても子どもたち一人ひとりが自ら動けるようになる環境設定や、異年齢保育を重視する取り組みに根付いている。インタビューからは、豊かな遊び環境の中で主体的に関わりながら自ら育つ子どもの力を信頼して、見守る保育者の姿勢が見えてくる。また、特別なニーズのある子どもへの他児の理解や多様な関係性の中でこそ育つ集団の力を重視している。

また、【研究3】においても、A 保育園の保育者らが【集団の中での育ちを支える】ことを重視していることが明らかになっており、特別なニーズのある子どもが他児と「共に体験する」ことや、「集団の中での育ちを支える」ことを、保育所だからこそできる体験として、支援に活かそうとしていることが明らかになった。

さらに、ムーブメント教育は、集団遊びを基盤としているが、そこには、当然、個人では得られない体験が多く含まれており、受容的な遊びの場においては、一人ひとりがみんな違う、ありのままの自分で居ることができるという認め合いから出発している。豊かな遊びを軸とする活動において、子どもたちは、同質な者同士より、様々な違いのある人たちが集った方が豊かな発想や多様な関わりが生まれ、面白くなるということを、実際に体験することで理解していくのである。遊びの中で異質性や多様性をポジティブに活用し、それらを無理なく、密生、混生させながら「他者との関係性」を生み出す方法がムーブメント教育には備わっている、このことが、特別なニーズのある子どもの支援に必要な環境づくりに、直接的に影響を与えていると考えられる。さらにこれからは、多様性の環境の中で特別なニーズのある子どもやその保護者にのみ注目するのではなく、特別なニーズの有無に関わらず全ての子どもが理解される保育や子育て支援が求められていると言える。

さらには、保育者の子どもへの対応も一人ひとり違って当たり前という前提に立っていることが興味深い点である。チームで保育にあたる体制を重視しながらも、大人だって色々、保育者だって色々、違いがあつて当たり前という【色々な人と関わることの大切さ】を重視した関わりを実現している。これは、子どもだけでなく、保育者の多様性も認め、園全体が多様性を尊重する環境であることを目指しており、特別なニーズのある子どもだけでなく、全

ての子どもたちに対して、インクルーシブな社会の実現につながる取り組みであると言えるだろう。

5. さいごに

ムーブメント教育は遊びを原点とする発達支援法であり、元より、遊びを基盤とした保育実践への適用性は高く、多くの現場で活用されてきた。本研究において、保育所の強みを活かす子育て支援のあり方を追求することは、元来、保育所に備わっている機能を高める取り組みであることをあらためて確認することができた。さらに、特別なニーズのある子どもを対象とした子育て支援においては、ムーブメント教育による発達支援の方法論を活用し、「遊び中心」、「子ども中心」の喜び溢れる保育の中で、対象児の特性に寄り添いながら他者とのかかわりを重視する展開をより充実させていくことが期待される。今後もさらに、子どもと子どもを取り巻く全ての人たちの「健康と幸福感の達成」をねらうムーブメント教育の理念が、保育所の強みを活かした子育て支援の実現の拠り所になるだろう。

本研究の計画段階では、【研究3】においては、特別なニーズのある子どもの保護者を対象としたアンケート調査、インタビュー調査および活動場面の参与観察を通して実践の効果を明らかにすることもねらっていた。継続して参加した保護者の声に手応えを得ているものの、今回は、より深い考察に組み込むことができなかった。本研究において確認された保育者の意識が保護者のニーズと一致した支援の実現につながっているか、さらに詳しく検討していくことを今後の課題としたい。

【参考文献】

- 1) 厚生労働省 (2023)「保育所等における在園児の保護者への子育て支援 相談を通じた個別的な対応を中心に」
- 2) 厚生労働省 (2022)「保育所等における保育実践の充実に関する調査 保育所等における子育て支援の在り方に関する研究会報告書」
- 3) 大橋さつき・袴田優子・庄司亮子・小林芳文 (2023)「保育所による子育て支援の強みに関する研究—つながりづくりを目指したムーブメント遊びの実践を通して—」, 保育科学研究 (13), 61-76.
- 4) 藤田久美 (2012)「発達障害児の早期支援における子ども理解と家族支援のためのサービスモデルの開発」, 山口県立大学社会福祉学部紀要 (18), 50-77.
- 5) 前掲3)
- 6) 袴田優子 (2023)「保育所等における特別なニーズのある子どもへの支援の実際—保育者へのインタビュー調査を通して—」, 児童研究 (102), 55-68.
- 7) 井辺和杜・横山順一・永瀬開・藤田久美 (2024)「「気になる子ども」の保育に関する研修・相談支援体制—保育施設の管理者・主任に向けたアンケート調査の結果から—」『山口県立大学学術情報』(17), 365-374.
- 8) 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会 (2022)「全国保育協議会会員の実態調査 2021 報告書」
- 9) 厚生労働省 (2022)「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について」
https://www.cfa.go.jp/sites/default/files/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/d82717f5/20231016_policies_hoiku_36.pdf, (参照 2025-06-12)
- 10) 前掲3)
- 11) 川喜田二郎 (1967)「発想法—創造性の開発のために—」, 中公新書.
- 12) 前掲3)
- 13) 前掲6)
- 14) 小林芳文 (2005)「MEPA-R (ムーブメント教育プログラムアセスメント)」, 日本文化科学社.
- 15) 前掲3)
- 16) 是枝喜代治 (2018)「幼児期における特別なニーズのある子どもの支援に関する研究」, ライフデザイン学紀要 13, 107-131.
- 17) 小林芳文 (2001)「LD 児・ADHA 児が蘇る身体運動」, 大修館書店.